

多摩川における組合漁業の歴史的考察

——村落構造と漁場利用関係——

1 9 9 4 年

宮 田 満
福生市教育委員会

目 次

はじめに	1
一、近世多摩川の漁業秩序の特質	3
(一) 江戸城御菜鮎上納御用	4
(二) 将軍家瀬田村御川狩御成鵜匠御用	5
(三) 鮎運上	6
二、近世多摩川の漁場利用の諸形態	7
(一) 熊川村の漁場利用形態	7
(二) 伊奈村の漁場利用形態	11
(1) 寛保元年の漁場争論	14
(2) 宝曆七年の漁場争論	15
(3) 弘化四年の漁場争論	16
(三) 福生村の漁場利用形態	15
三、近世多摩川の組合漁業の諸形態	19
(一) 漁師仲間による漁業	19
(1) 日野本郷の漁師仲間	20
(2) 熊川村の漁師仲間	21
(3) 五日市村の漁師仲間	21
(4) 漁師仲間の連帶と維持	21
(二) 組合による漁業	22
(1) 御菜鮎上納御用役負担村の組合	22
(2) 御川狩御成鵜匠御用役負担村の組合	26
(3) 上川通り村々組合と下川通り村々組合	28
おわりに	32

はじめに

多摩川は、近世以降、近代そして現代に至るまで、大消費地また政治的中心地の江戸、そして東京の最も身近に存在する大河川として漁業活動を展開してきた。この多摩川の沿岸地域は、天正十八年（一五九〇）徳川氏の関東移封以後、本格的には慶長八年（一六〇三）の徳川幕府の開設により、江戸の後背地となつたことによつて、江戸の市場の確立、発展と密接な関係をもつて生産力を高め、商品生産が著しく展開した地域である。そのなかで、多摩川の漁業は、特に、鮎が商品価値を有することから鮎を主要漁獲物として発展した。それは多摩川が商品流通の面で、絶対条件といえる大消費地江戸に、鮎の鮮度を損なうことなく供給することが可能な生産地としての立地条件を有していたことによる。

近世の多摩川の漁業は、多摩川川付の村々の農民たちの農間における様々な稼ぎのなかでは、材木の筏による輸送に従事する仕事とならぶ川稼ぎに属すもので、少数の専業漁師の存在も認められるが、多くは農民たちの農間余業として営まれ、しかも自給生産としてではなく商品生産としての色彩の濃い漁業であったことが特質である。そして、生産の基盤である漁場には、村々が利用権を維持するために漁業慣行が存在し、漁業秩序が維持されていたが、多摩川の漁場の利用関係は、江戸城御菜鮎上納御用、將軍家御川狩御成鵜匠御用

などの役の負担と漁業収益に対して課せられる運上の負担によって決定されていた。⁽¹⁾しかし、近世中期以降、大消費都市・江戸での鮎の消費の拡大にともない漁業進出をはかる村方が増加し、この漁場の利用をめぐり漁業先発の村落と後発の村落、また、一村内での漁業従事者間（専業漁師と農間に漁業を行う者の対立）の紛争が頻発した。

この一連の漁業紛争は、多摩川の新たな漁業慣行を生み出したのであるが、変革の画期は次の二つがあげられよう。まず第一は、幕府の享保七年（一七二二）の御菜鮎上納御用の赦免である。幕府は、これまで御用役を負担することで漁場を占有利用していた村々から、御用役を赦免することによって漁場の占有利用権を取り上げ、漁場を幕府の直接支配のもとに置いたのである。幕府は、漁場の入会関係の明確化をはかるなかで、地域秩序を確定し、幕府の支配力の強化をはかったもので、享保改革の一環としてとらえることができよう。しかし、旧来の漁業慣行がなくなり、漁業秩序を失つた多摩川では漁場の利用権をめぐる紛争が頻発した。このような漁業紛争は多摩川だけに限られるものではなく、各地の海・川で引き起こされた。その結果、幕府は享保十三年（一七二八）に漁業入会調査を実施し、これに基づき漁業法令「山野海川入会」を施行したのである。この法令によれば、「川通り御菜鮎あるいは運上これを納むるにおいては、他村の前、居村の前、差別なく鮎猟これを致す。但し、

無役の村は村前限り、他村の前これを禁ず。」とあり、河川における漁場利用は、御菜鮎の上納、あるいは運上負担の村方優先利用が決定されたのである。享保七年に御菜鮎上納御用が赦免となつた多摩川では、やがて延享元年（一七四四）に御菜鮎上納御用が復活し、漁場の利用関係は法令通り御用役と運上の負担の有無が決定することになり漁業慣行は大きく変化した。

漁業慣行変革の第一の画期は、近世後期、天保九年（一八三八）八月に幕府勘定奉行所より出された「新規漁法の禁止」、「年来渡

世の漁師以外の者の漁業禁止」の「触」である。この禁令は、多摩川・秋川の上流から多摩川河口に至る多摩川両縁の村々に対し、新規の漁法により鮎を捕獲すること、及び旧来から鮎漁に携わってきた者以外の鮎漁を禁じたものであるが、その背景には、漁業資源の枯渇とともに多摩川上流域の村々と下流域の村々の漁業利益をめぐる確執があつた。

この多摩川上流域の村々と下流域の村々の確執は、春に下流域で行われる登り築漁による鮎の捕獲が漁業資源を枯渇させていたといふ上流域の村々の認識に対し、下流域の村々は秋、上流域が行う下り築漁こそが鮎の大量捕獲であり、問題であるとする認識から発したもので、天保五年（一八三四）に至って上流域の村々が幕府に対し、御用鮎の上納に支障が生じていて下流域の村々の下り築漁の禁止を願い出たことから漁業争論となつたものである。争論の

結果は和融となり、相互に漁法を規制することとし、久地村（現、神奈川県川崎市的一部）より下流の村々は登り築を禁じ、それに対し、宿河原村（現、神奈川県川崎市的一部）より上流の村々は下り築を行わないというものである。その後、天保九年に至つて幕府は前述の「新規漁法の禁止」、「年来渡世の漁師以外の者の漁業禁止」の「触」を出し、新規の漁業進出などを禁止することによって漁業資源の確保と御菜鮎上納御用体制を根幹とする漁業秩序を再確認したのである。

一方、大消費都市・江戸における鮎の需要増大にともない漁業生産が拡大したため、村落内では漁業資源を維持するため、株による漁業従事者の限定による漁業利益の確保や漁業秩序の維持を目的として、漁業慣行の明文化、議定書の作成、等々が行われている。また、村落間においては、従来からの漁場の入会利用関係を解消し、各村自村地先の漁場を占有利用しようという漁業後発の村々による

旧来の入会利用関係の解消、そして再編が各地で進んだ。さらに、漁業資源の枯渇によってより広範囲に村々の組合化が進み、漁場の狭隘化問題、資源問題に対する調整措置がとられた。

このように多摩川の漁業活動は、河川が海と異なり村地先の水面をより必要としていた。そこで、多摩川における組合漁業を歴史的

に考察するにあたって、まず多摩川の漁業秩序の特質を歴史的にさぐるなかで、漁場の存在形態に注目し、漁業構造の特質を解明したい。その方法としては、第一に関係史料を網羅的に収集し、実証的な調査を行うこと。第二に漁業を村落構造の中に位置づけることである。第一の史料収集については、財団法人とうきゅう環境浄化財団の研究助成をえて一九八八年に「多摩川水系近世漁業関係史料の収集と考察」を発表し、一六八八（貞享三）年より一九〇三（明治三六）年に至る間、一八八点の史料を収集し翻刻しているが、今回の調査では、その折り未見であった小川村（現、秋川市）森田家文書、熊川村（現、福生市）石川家文書、福生村（現、福生市）田村家文書、伊奈村（現、五日市町）石川家文書など、関係史料の調査を新たに行い、前回の調査では明らかになしえなかつた事柄について研究をすすめることができた。第二は、特に漁業の盛んであった村落の社会構造を解明することであるが、これは史料収集の段階で伊奈村の石川家文書に關係史料が比較的豊富に残されていることが判明したので、秋川通りの村々の中では漁業先発村落であり、かつ御川狩御成鵜匠御用を勤めた伊奈村の村落構造について、各家々の耕地の保有形態の歴史的変遷と展開の考察を中心にして解明することができた。三年の長期間にわたって本研究を助成いただいた財団法人とうきゅう環境浄化財団に謝意を申し上げる次第である。

一、近世多摩川の漁業秩序の特質

多摩川沿岸地域は、徳川氏の関東移封（天正十八年・一五九〇）以後、特に、慶長八年（一六〇三）の徳川幕府の開設によつて、政治的中心地江戸の後背地となつた。そして江戸の市場の確立、発展と密接な関係をもちつつ生産力を高め、商品生産がいちじるしく展開した、いわゆる江戸地回り経済圏に位置する地域である。そのなかで多摩川の漁業も自給のための生産から大消費地江戸への供給、つまり商品生産へと発展、展開したのである。

一般に、古くから漁業に従事する百姓が多く居住する村々（漁業依存度の高い村）、つまり、漁業先発村落は、幕府に対する御用役を負担することで、自村地先の漁場に限らず周辺の漁業に関わりの小さい村々（漁業依存度の低い村）の地先漁場への入会利用を慣行として有し、漁場を占有的に利用し、漁業収益を独占してきた。このように漁業先発村落は、自村に有利な漁場の利用慣行を維持することを主たる目的とした多摩川の漁業秩序・慣行を形成し、漁業活動を独占してきたのである。これら漁業先発村落がこのような漁業秩序・慣行を維持していくうえで、その正当性を主張するにあたつて機能していいくつかの役負担の存在をみることができる。ひとつは江戸城御菜鮎上納御用役の負担であり、またひとつは御川

狩御成鵜匠御用役の負担である。また、これら御用役の負担とは意味あいは異なるが漁業収益に対する運上の負担も正当性を主張するに大いに力を發揮していた。

(一) 江戸城御菜鮎上納御用

十七世紀以前の多摩川の漁業の様相は明らかにはしがたいが、僅かに残る史料から探つてみると、府中御殿への御菜鮎上納⁽⁵⁾、多摩川

の上流域、三田領（青梅を中心とする羽村より上流域の地域）から等々を知ることが出来る。府中領周辺では、徳川家康が天正十八年（一五九〇）に江戸へ入府以来、府中御殿が存在したことにより、府中領周辺の多摩川は御留川とされ、将軍家の川狩がおこなわれていた。その際、府中領の多摩川川付き村々の百姓たちは、人足として御菜鮎の入った籠を運搬する夫役を勤めた。また、三田領の村々では、寛文期には将軍家へ御菜肴として鮎を献上し、漁業収益にともなう諸役もつとめていた。さらに、中流域の日野本郷ほか七カ村においても三田領同様、延宝六年（一六七八）以前より江戸城御台所へ御菜鮎と唱え鮎を上納していたのである。

御菜鮎上納御用は、将軍家の御菜肴として鮎を上納する御用役で、上納される鮎はいわば年貢、あるいは現物で納められる「物成」の

一種ともいえるものである。この御用役の起源は明確ではないが、前述の通りおそらく近世初頭にさかのぼるものと思われる。というのも幕府は江戸開府以来多摩川の鮎に限らず、江戸周辺の農漁村に對し様々な特産品の上納を割り当てているのである。例えば、深川獵師町は寛永七年（一六三〇）より江戸内湾で獲れた魚の上納を始めているし、將軍家御前裁であった府中の御用瓜の上納は元和三年（一六一七）に、新宿柏木の鳴子瓜の上納も元和年中に始まったとされている。

ところが享保七年（一七二二）四月、御菜鮎上納御用役は赦免され、多摩川では、漁業先発村落の慣行による漁場支配体制が崩壊し、幕府の直接支配するところとなつた。この年には多摩川の御菜鮎に限らず、江戸内湾の御菜肴をはじめ、武州山方筋の御用薪の上納も赦免⁽⁶⁾されており、様々な御用上納役が赦免されているのである。これは、年貢の増徴、支配秩序の再編、贈答儀礼の再編、強化等をねらいとした享保改革の一連の政策の一つとして位置づけられている。

幕府は享保期まで漁業秩序を保つていたが、この秩序とは前述したとおり、漁業先発村落の慣行による漁場支配である。ところが、十八世紀初頭、特に享保期に入ると村々の間で漁場入会争論が頻発し、幕府は漁業秩序の確定を迫っていたのである。例えば御菜鮎上納役の赦免による御用役負担の村と無役の村との間の漁場出入の

調査を実施してその結果にもとづき「山野海川入会」という漁業法

(二) 将軍家瀬田村御川狩御成鵜匠御用

令を制定したのである。この法令は一五条からなり、最後の条目には河川における漁場と漁業権のありかたが規定されている。つまり、漁場利用については、御菜鮎あるいは運上を納める村方は自村、他村の区別なく入会による漁場利用ができるが、無役の村方は自村の地先漁場の利用に限定されるというものである。この法令によつて入会関係は明確になり、幕府による漁業秩序の確定と支配の強化がはかられたのである。

赦免され中断していた御菜鮎上納御用役が復活したのは延享元年（一七四四）である。幕府より川崎平右衛門定孝に多摩川の鮎上納（⁷）が命じられたのである。翌二年には高月村（現、八王子市の一⁸部）の名主太兵衛と新蔵、熊川村（現、福生市の一⁹部）の名主庄蔵の三人が世話役を仰せつかつた。両村で御菜鮎を上納したようであるが、その後、徐々に上納御用役を仰せ付けられることを願う村は増え、天明二年（一七八二）には沢井村（現、青梅市の一¹⁰部）より石田村（現、日野市の一¹¹部）の間、三〇余の村に増加している。その後、御菜鮎上納御用役を負担する村方は四六カ村に及び、これらの村々は多摩川御菜鮎上納組合とでも称すべき広域的な村落結合をなし、御菜鮎を共同で上納し、必要経費を割合つて負担している。

将軍家は、鷹をつかつて獲物をとる鷹狩とともに多摩川で鵜をもちいて魚をとる川狩を行つてゐる。この川狩は、鵜を用いて行う鵜飼を中心とした川漁であったが、鷹狩にくらべ由緒などに不明な部分が多く、いまだその制度は明らかでないが、古来より鵜飼漁は「豪族の鵜鷹逍遙（遊獵）」がスポーツとしてさかんで……納涼を兼ねた川狩りに、上級武士によつて」行われてきたといわれている。

徳川家康は入国以来、府中御殿を拠点に府中領周辺の多摩川を留川にして、鵜飼漁を行つてゐるが詳細は不明である。特に、十七世紀後半についてはまったく不明であるが、その後、十八世紀前半、享保期には行われていたことは多くの文献から確認される。特に、享保五年（一七二〇）には関東郡代伊奈半左衛門の命により、瀬田村より下沼部村までが「玉川筋公儀御獵場御留所」に指定され、この間では諸漁がいつさい禁止されている。また、同年、坪島村が鵜村より下沼部村までが「玉川筋公儀御獵場御留所」に指定され、この間では諸漁がいつさい禁止されている。また、同年、坪島村が鵜の間では諸漁がいつさい禁止されている。また、同年、坪島村が鵜

この将軍家の多摩川瀬田村御川狩御成に際し、鵜匠御用、人足御用を勤める御用役が、多摩川筋の特定の村々に課せられている。たとえば鵜匠御用を仰せつかる村、人足御用を命じられる村などである。鵜匠を差し出す村は多摩川中流域の新井村（現、日野市の一¹²部）

より福生村（現、福生市の一一部）羽村（現、羽村市の一一部）までの間の村々と秋川筋の山田村、伊奈村、五日市村（現、五日市町の一一部）などである。これらの鵜匠御用役を負担する村は、漁業先発村落であり、また、御菜鮎を上納する村々である。

天明八年（一七八八）將軍御成の沙汰により、鷹野役所目黒御用屋敷は、下河原村ほか一五カ村の多摩川中流域および秋川の沿岸村々に対し、各村ごとに”筋目“の鵜匠を差し出すように鵜匠世話役の新井村市兵衛に命じている。さらにこのとき、御鳥見（鷹場の管理にあたる役職のひとつ）は、多摩川下流域の和泉村ほか一三カ村の名主に対し、各村の獵師どもに心得違ひがないようにとの御触を出している。

また、文化四年（一八〇七）、御側衆林肥後守の御成に際しても、御鷹野方御鳥見手付は、下河原村ほか一五カ村へ鵜匠御用を申しつけているが、世話役の新井村市兵衛に対し御用を勤める各村は鵜匠一人と獵師二人、鵜先網一端ずつ持つて大歳村へ参るようになると命じている。その後、天保十二年（一八四二）の右大将様御成のときは、同年七月に新井村鵜匠世話役九郎兵衛が御用を仰せ付けられている。そして、日野宿、中河原、下河原、柴崎、四ツ谷、石田、新井、山田、伊奈、五日市の各村は、鵜二羽と鵜先網一反を、鵜匠世話役の新井村は鵜四羽と鵜先網一反を用意すること、ほかに下留網一〇反、もじ四〇枚をととのえ、合計で鵜匠一〇人、鵜先網一〇

反、網引一〇人、人足三〇人、下留網一〇反、もじ四〇枚を用意している。その後、八月、御成御用がすむと御鷹野御役所より御用を勤めた鵜匠たち（合わせて人数一二六人分）に対し、御扶持米として一人につき米一升が支払われている。なお、この御成にあたって世田谷の猪方村銀藏触組合一四カ村は、場所拵人足、道筋手直人足などの人足役を勤め、その延べ人数は五八四人に達している。

（三）鮎 運 上

幕府は多摩川の漁業生産に対して、きわめて低い定額の運上を村々に課している。この運上は漁業収益や漁場、漁具などに對して課される負担で、村単位に上納する「村請」によって上納された。しかし、各村々における運上の徵収方法は様々であり、村内の各家々が均等に割合つて負担する村、村内の獵師が割合つて負担する村などがみられる。秋川流域では鎌谷村、小和田村、留原村、小中野村、養沢村、乙津村は家別に均等に割り合っているが、五日市村は各家の高割であり、檜原村は鵜獵師五人へ割り合つて取り立てている。さらに、漁業収益の小さい村では、この運上を請け負つた者に村内の漁場の占有利用権を与えていている。

多摩川上流の三田領では、享保四年（一七一九）以前より、総額で永一四貫四〇〇文余の運上が課せられていた。また、小河内四カ

村（原、河内、川野、留浦）では、延宝七年（一六七九）に漁具の火振網一組につき永九〇文の運上が課せられていたが、その後、延

享三年（一七四六）に小河内四力村が代官伊奈半左衛門に差し出し

た鮎運上赦免の願書によれば、貞享二年より正徳四年（一七一四）

まで江戸小田原町の堺屋喜右衛門、大和屋長右衛門、堺屋長兵衛、

四ツ谷の和泉屋甚兵衛などの魚問屋に鮎運上を請け負わせ漁場を占

有利用させている。

日野本郷ほか七カ村は、延宝六年（一六七八）には代官高室四郎兵衛によつて御菜鮎上納御用役にかわつて運上が課せられ、永一貫一一三文を四〇人で負担している。その後、貞享年間（一六八四～八七）には、代官大久保平兵衛より網札、鵜札と呼ばれる鑑札が発行されているが、網札は一枚につき永二六文、鵜札は一枚につき、永七三文三歩とされ、日野本郷には網札四一枚と鵜札一枚が発行されている。また、同村の享保二年（一七一七）の村明細帳には、獵師四〇人があり、壱人網打という漁師株が三八人分、式人鵜遣網引という漁師株が二人分、合計四〇人分の漁師株が存在し、漁師株の所有者によつて運上が負担されていたことがわかる。

二、近世多摩川の漁場利用の諸形態

（一）熊川村の漁場利用形態

熊川村（現、福生市の一一部）は武藏野台地の南端、多摩川の河岸段丘上に位置しており、寛政十二年（一八〇〇）の『村内様子取調帳』に「村内平地野方続キ土地悪敷、畠之外打開キ候場無御座」

「五穀之外、大根・蕪・芋・蕎麦・荏作り」とあるように、地味は悪く、皆畠の村であった。また、「農業之間、男ハ株・薪取、女ハ養蚕致、青梅縞織申候」とあり、農間に男は株や薪を取り、女は養蚕と青梅縞織をしていた。さらに村の南端を北西から南東に流下する多摩川では、「水深キ処ハ五六尺余も有之、淺キ所ハ壹尺位ニ御座候、百姓之暇ニ而農業之間、鮎猶渡世致候もの有之」とあるように、農間に鮎を捕獲の対象とした漁業が行われ、それに対し運上「永四四二文 午より卯迄一〇ヶ年季鮎運上」が課せられていた。

熊川村は、近世を通じて旗本田沢氏領・長塩氏領、そして幕府領の三給支配であった。村の規模は、『武藏田園簿』（慶安二年頃、一六四九作成）によれば熊川村の村高は、四九三石一合となつており、これが近世初頭よりの村高であると思われる。長塩氏領熊川村は、一八石（『武藏田園簿』）、田沢氏領は、二四六石四斗

(『武藏田園簿』)である。その後、村高は五一六石四斗五合となつたが、そのうち御料所は一五三石七斗四升七合、この反別五四町一畝一步である。一方、旗本田沢氏知行所は二四六石六斗五升八合、反別三九町六反八畝一五歩。また、旗本長塩氏知行所は一一八石、反別二三町六反八畝三歩である。さらに、以後、明治に至る間の村高の変遷をみると次表のとおりである。

【表1 熊川村村高変遷表】

慶安二年頃 (一六四九)	元禄一五年頃 (一七〇一)	天保五年頃 (一八三四)	明治元年 (一八六八)
四九三石 ○〇一	五一六石 四一六〇〇	五三二石 五九一〇〇	五六九石 〇一八〇〇

この表に見られるように検地による打ち出しなどにより村高が変化している。

熊川村では寛文七年(一六六七)の検地帳がかつて存在したが焼失して現存しない。しかし、寛文八年(一六六八)に幕府代官雨宮勘兵衛によつて武藏野新田の検地が行われ、同年八月付の『熊川村武藏野新田申之御縄水帳』が現存している。その後、延宝元年(一六七三)一一月一〇日、幕府代官設楽孫兵衛によつて、寛文九年(一六六九)に熊川村で新たに切り開いた武藏野新田を対象とす

る検地が行われ、検地帳『熊川村武藏野新田西開キ改水帳』が作成されている。このように、武藏野新田分の検地帳は現存が確認されている。

熊川村の戸数は、寛政十二年(一八〇〇)の『村内様子取調帳』によると一四五軒であるが、うち御料所は六一軒、人数は二三三二人(内、男一一三人、女一一三人、男道心二人、女道心三人)である。

田沢氏知行所は、家数四六軒、人数二〇〇人(内、男九八人、女一〇二人、僧一人)、長塩氏知行所は、家数三八軒、人数一六四人(内、男八三人、女八一人、僧一人)であった。

延宝四年(一六七六)に作成された長塩氏知行地分の名寄帳(『熊川村水帳写』)から、長塩氏領分の様子をみると、名寄帳に記された農民は五一名みられる。

【表2 延宝四年保有耕地量別階層構成】

(屋敷地所持者)	所持者数	保有耕地量別階層構成			
		一町歩以上	五反歩以上	三反歩以上	未満
(五)	五人				
(一四)	一六人				
(六)	一〇人				
(四)	二〇人				
(二九)	五一人				
		合計			

このなかには長塩氏領外の農民で長塩氏領の耕地を所持している者も含まれているものと思われるが、屋敷地を名請している者は二十九名存在している。耕地の所持状況は、再生産可能な五反以上の所持者は二一名、四二%、そのなかで屋敷地を名請している者は一九名で、二一名中一九名、九〇%と高い数字となっている。一方、三反歩未三反歩未満の階層は、二〇名、三九%，屋敷地名請人は四名、二〇%と所持率は低くなっている。しかも二〇名のうち改出地のみを所持し、本田畠を所持していない者が八名いる。

田沢氏領についても同様にみてみると、元禄十四年（一七〇一）の『熊川村高反別帳』によれば、農民は八一名みられる。

【表3 元禄一四年保有耕地量別階層構成】

(屋敷地所持者)	(八)	一町歩以上					合計
		九人	二三人	一五人	三四人	八一人	
所持者数	(一五)	(一一)	(一〇)	(四五)			
五反歩以上							
三反歩以上							
未満							

四五名存在している。耕地の所持状況は、再生産可能な五反歩以上の所持者は三二名、四二%，そのなかで屋敷地を名請している者は二三名で、三二名中二三名、七一%となっている。一方、三反歩未満の階層は、三四名、四一%と高い数字となっている。屋敷地名請人は四名、二〇%と所持率は低くなっている。

熊川村の内部区分組織として庭場（ニワバ）が存在した。南庭場、内出庭場、牛浜庭場、鍋ヶ戸谷庭場の四つの庭場であるが、これらの庭場はいずれも熊川村の小名を単位としており、地縁的な枠組みとして組織されている。そして各庭場の規模は四〇戸前後に平均しているが、これは熊川村の各領主それぞれの知行高とは関係なく庭場としてのまとまりを考慮して分郷された結果で、それがそのまま領主支配の枠組みと重なっているものと思われる。⁽¹⁰⁾

熊川村は、延宝元年（一七四四）に御菜鮎上納御用役が復活すると、「御用御鮎世話役」を命じられている。天明二年（一七八二）の伊奈半左衛門役所よりの多摩川御用御鮎世話役起立の御尋に対し、高月村名主太兵衛、新蔵、熊川村名主弥八郎が答えた申上書によれば、

「川崎平右衛門様御代官所之節、延享二丑年、御手代内海平十郎殿御出被成、御上様玉川子持鮎御好被為遊候間、上納仕候被仰渡、私共両村獅師共出情仕、御鮎上ヶ始之節、太兵衛ならびに

このなかには田沢氏領外の農民で田沢氏領の耕地を所持している者も含まれているものと思われるが、屋敷地を名請している者は

新蔵親新蔵、弥八郎親庄蔵世話役被仰付」

とあり、延享二年（一七四五）、代官川崎平右衛門のとき、将軍が多摩川の子持鮎を好まれるので上納するよう命じられ、高月村と熊川村の漁師が一生懸命に勤めたこと、そして、多摩川と支流秋川の合流点に位置する高月村（現、八王子市の一一部）の太兵衛と新蔵、及び熊川村の庄蔵が世話を仰せ付けられたことがわかる。御菜鮎の上納御用役は、当初は高月、熊川両村で勤めたが、その後、追々、御用役を仰せ付けられることを願つ村が出て、天明二年には沢井村（現、青梅市の一一部）より石田村（現、日野市の一一部）の間の三〇カ村ほどが勤めるようになっていた。

延享二年以前、熊川村は無役村（御菜鮎上納御用役を勤めない）であつたため、御菜鮎漁期には御用役を負担する隣村拝島村が熊川村地先の漁場も占有利用していたようである。それは、享保七年（一七二二）六月、熊川村の隣村拝島村名主庄右衛門、他一三人が熊川村名主政右衛門、他一人を相手取つて起こした鮎漁場出入り訴訟をみると理解することが出来る。このとき拝島村が江川太郎左衛門代官所に差し出した訴状によると、熊川村が新規に漁師を仕立て、熊川村地先漁場への拝島村の入漁を拒否していること、そのうえ拝島村が村地先に設けた囲川（禁漁区域）へ熊川村の者どもが押し込み、鮎漁を行つてゐる事などを拝島村は不法としたのである。拝島村の訴えの根拠は、享保四年の大神村と栗須村の出入りの際に多摩川通り一二カ村が取り交わした内済証文によれば

「川通り村々、先規の通りに仕り、重ねて御連上場に罷り成り候共、無役の村々は指構え申す間敷く」、また「新規の儀、仕る間敷き」と記されたとおり、漁場の利用関係は従前の慣行の通りであり、運上を差し上げるようになつても御菜鮎上納御用役を勤めていない村は、旧來の漁業慣行に従うことという証文である。さらに拝島村は自村に有利な裁定がなされるように拝島村の漁村としての由緒を書き上げているが、それによれば拝島村は古くより鮎漁を行い御菜鮎を上納してきたこと、さらに享保五年（一七二二）よりは瀬田村（現在、世田谷区の一一部）で御川狩御成があるときには鵜一〇羽と鵜遣人足を差し出して御用を勤めるとあり、拝島村が漁業先発村落であつたことが理解できる。

この訴訟は、両村の内済で決着するが、拝島、熊川両村が評定所へ差し出した取替証文によれば、熊川村は拝島村の訴えに対し、漁場は以前より入会利用関係にはないこと、それは両村の村境を滝山古城跡を見通しに決めてきたことで証明できるとしている。また、鵜匠御用役は拝島村一村に限られたものでなく、秋川、多摩川通りの村々が仰せつけられており、しかも他村の漁場へ押し込み、囲川をして鮎漁をしている例はないことを申し上げている。さらに、御菜鮎上納御用役が赦免されたのであるから熊川村の漁場で拝島村に漁はさせないというのが熊川村の申し分であった。

幕府はこの訴訟に対し、御菜鮎上納御用役が赦免されたのである

から、今後、漁は自村地先の漁場に限り、他村の漁場へ入会つてはならないという裁定を下した。近世、多摩川の漁業慣行・漁業秩序

は、享保七年四月に御菜鮎上納御用役が赦免されるまでは、この御用を勤めることによって自村地先漁場のみならず、他村地先漁場内において漁業活動することが許されるという、先発漁村の漁業利益独占につながるものであった。後発漁村である熊川村は、無役であるがために御菜鮎上納御用期間中は、自村地先漁場であるにも関わらず鮎漁を禁じられ、拝島村の漁場占有利用を許さざるを得なかつたのである。しかし、この漁業慣行・漁業秩序は、御菜鮎上納御用役が存在してはじめて成立するものであつて、この役が赦免されれば根拠を失う慣行・秩序であった。そして、享保七年四月に御菜鮎上納御用役が赦免されたことによつて勃発した熊川村と拝島村の漁場出入は、熊川村が拝島村の漁場占有利用を否定し、直ちに自村地先漁場の占有化を実力行使したことにより起きたものである。つまり、この漁場争論は御菜鮎上納御用役が赦免されたことにより、旧来の漁業慣行・秩序を変革、打破しようという熊川村の自村地先漁場占有の闘争とみることが出来よう。

その結果、熊川村は自村地先漁場の占有化を果たし、やがて延享元年に御菜鮎上納御用役が復活すると、高月村とともに世話役に任じられたことは前述の通りである。

(二) 伊奈村の漁場利用の形態

伊奈村（現、五日市町の一部）は、東京の中心部から西へ四〇数km入ったところで、多摩川の支流秋川が、西の山間部から東の秋留台地へ流れ出す渓口部辺りである。村落は、秋川北岸河岸段丘上やや南に傾斜した秋留台地の端の平坦地に展開している。村の北側は奥多摩の山地から続く低い山地で限られ、南側は西北から東南へ流下する秋川に遮られているが、東は秋留台地へと続いている。

伊奈村の村名の由来としては「近衛天皇ノ仁平二年壬申□月、信濃国伊奈郡ヨリ石工十二人、此地ニ來リ秋留ノ原ヲ開拓シテ一村ヲ開キ、其ノ故郷ノ郡名ヲ取テ号ヅケタリト云ヘリ」と『伊奈村誌』に記されているが、村の北側の山地から産出する「伊奈石」と称する石材を用いて墓石や石臼などに加工する石工が信濃国伊那より移住して開村したという伝承が残されている。中世には伊奈郷と呼ばれて、北条氏照が守護代大石氏の支配権を奪取して八王子領支配を確立した永禄五年（一五六二）六月には北条氏より伝馬役が課されている。

近世においては武藏国多摩郡に属したが、近世初期より幕府直轄領であり、代官天野三郎兵衛、そして大久保長安の管轄となっていた。その後、寛永から寛文、さらに貞享にかけて代官岡上甚右衛門、同次郎兵衛に支配されるところであった。その後、延享

四年（一七四七）に御三卿の一つ田安家領となつたが、天保三年（一八三二）に至つて再び幕府直轄領となり、やがて明治維新を迎えている。

村落規模は、東西おおよそ一六町、南北おおよそ八町ほどで、慶長九年（一六〇四）の伊奈郷名寄帳によれば、年貢定納高は一一七貫一一文である。その後、寛文七年（一六六七）の検地によつて反別八四町七反一畝二六歩（屋敷六町五反八畝七歩、田二町九反七畝三歩、畠七五町一反六畝一六歩）が打ち出され、高六五三石八斗八升六合が確定した。伊奈村は、寛文期までには耕地の開発は終了し、小農の自立が達成されていたといつてよいであろう。以後、石高は増減なく明治に至つてゐる。

次に、地目の構成であるが、屋敷が七・七六%（全体の面積に対して）、田は、上田、中田、下田、下々田からなるが生産力の低い下田が中心で、全ての田を合わせても三・五四%にすぎない。一方、畠は上畠、中畠、下畠、下々畠、切畠からなり、伊奈村の全体の土地の八八・七%を占めており、まったくの畠作の村といつても過言ではない。しかもその畠は、上畠、中畠、下畠が中心となつており、生産力の劣る下々畠や切畠の比率は低い。

【表4 寛文七年地目別面積構成表】

畠					田				地 目	面 積	比 率
切 畠	下々 畠	下 畠	中 畠	上 畠	下々 田	下 田	中 田	上 田			
一、 一一〇 一步	一九、 五三〇 歩	八四、 〇四七 歩	六六、 一〇七 歩	五四、 五三二 歩	一、 八三六 歩	〇、 七四%	一八、 八八七 歩	〇、 七四%	一九、 七一四 歩	八〇一 歩	七・七六%
○・ 四七%	七・ 六七%	三三・ 〇六%	二六・ 〇四%	二二・ 四五%	一、 八三六 歩	〇、 七四%	四、 四三六 歩	一・ 七四%	〇・ 三一%	〇、 七四%	〇・ 三一%

【表5 寛文七年土地所持階層別構成（屋敷を含む）】

所持面積	人數	比率
一反歩以上	六四	二一・九%
一反歩以上	七三	二四・七%
二反歩以上	五二	一七・八%
三反歩以上	四五	一八・九%
五反歩以上	六	一四・四%
一〇反歩以上		二・〇%

村内の土地所持の状況みると、所持反別の上では明確に階層差が

示されており、一町歩以上の所持者は六名（内、一名は横沢村から
の入作者）、二%にすぎないが、一方、三反歩未満の土地所持者は
一八八名、六三・四%を占めているのである。ちなみに五反歩以上
の土地を所持する自立可能な階層は四八名、一六・四%である。

一方、領主支配の末端の単位としての村の内部は、一定の地域社
会である「庭場（ニワバ）」によって大きく四つに内部区分されて
いる。この庭場は地域を基礎的単位とする内部区分組織で、社会学
及び民俗学で定義されている村組にあたる。四つの庭場とは、上村

寺）庭場である。上村庭場は村の西方をしめているが、家々の配置
は不規則で自然村的な形態を示している。上村庭場の南側に隣接し
て村の南西部を占める本町庭場の家々は、伊奈村を東西に貫く往還
（古くは伊奈道、その後、五日市街道と称す）の南北両側に屋敷地
を短冊状に区画しており、人為的に形成された集落であることを窺
わせる。新宿庭場は、本町庭場の東側に位置し、往還に沿って集落
を形成している。本町庭場と同様、屋敷地は短冊状に区画されてお
り、人為的に集落が作られたことを示している。北郷庭場は、北伊
奈及び松岩寺の集落をさしているが、前述の三つの庭場から北東部
に距離をおいて位置しており、平井村本宿（中世の平井郷）に近接
している。北郷庭場の家々は、上村庭場と同様、自然村的な配置を
もつてている。

これらの庭場は、地縁的結合集団（同族団が解消し、地縁集団に
変化したのであろう）で、庭場内の家々をもれなく組織し、共有、
共同、互助、祭礼、防災などの様々な村落慣行において結合がみら
れる。そして、さらに庭場内部は地域区分されており、村落の内部
は各種の社会関係が複雑に、あるいは重層的にからみあって構成さ
れていた。このように支配の単位としての「村」の内部には、村共
同体よりも小さな生活共同体としての機能をもつ庭場を存在させて
いるのである。

(1) 寛保元年の漁場争論

伊奈村は、將軍家瀬田村御川狩に際して鵜匠御用役をつとめる村方であり、同村周辺の一ヵ村の地先漁場は伊奈村と入会利用関係にあつた。ところが、寛保元年（一七四一）に入会利用関係にある上代継村、下代継村、牛沼村の三ヵ村が各村地先漁場を押立村へ鵜餌飼場として売り渡したことにより、漁場の入会慣行が破棄されるという事態が起つた。代継村（現在、秋川市的一部）は、正保の頃、（一六四四～四七）、上、下に分村するが、両村ともに宝暦四年（一七五四）より米津氏領に属し、上代継村一六六石余、下代継村二〇二石余の石高を有していた。家数は、上、下両村合わせて九八軒、村内の多くは平地であるが水田は少なく、畠勝ちの村であった。村の東は牛沼村に接し、西は淵上村に接していた。牛沼村（現在、秋川市の一部）は、旗本水野氏の知行地で、村高は、一五〇石、家数三六軒である。代継村と同様水田は少なく畠勝ちの村である。

寛保元年六月六日、網世話役を勤める押立村の治郎左衛門が、将軍家瀬田村御川狩御成に際し、秋川筋で御用鵜匠を差し出す伊奈村他九ヵ村に触れた回状によれば、押立村の治郎左衛門は、まず、世話役として、御用鵜匠をつとめる伊奈村他九ヵ村に対し、鵜の飼育に怠りのないように申し触れ、次に、押立村が上代継村他三ヵ村の地先漁場の占有利用権を獲得したので入漁を禁止することを申し触れている。この押立村の居丈高な申し触れに対し、伊奈村は八月に

大家直之助御役所へ異議を申し立て、吟味を願い上げる。

伊奈村の論点は三ヵ条からなる。第一条は、元文三年（一七三八）に代官上坂安左衛門が秋川通りに鮎運上を課すことについて吟味したときに、一ヵ村が入会慣行にあることを申し上げていること。

第二条は、押立村治郎左衛門が上、下代継村の漁場利用権を買収し、入会を禁じたが、もともと入会でないならこのような断りを触れる必要はないこと。第三条は、押立村が玉川が満水の時に御用鵜の餌飼に難儀するので、上、下代継村の地先漁場を買つたという申し分に対し、伊奈村においても御用鵜は三羽いること。玉川が満水のときには秋川も同様であること等々である。入会による漁場利用慣行を崩せば、獵師として成り立たず、御用鵜の役も負担することが難しくなるとして入会慣行の存続を願い上げたのである。

この漁場争論は内済となり決着をみるが、済口証文によれば、伊奈村と上、下代継村それぞれが相互に相手の地先漁場へ一ヵ月の内、一五日づつ昼夜に限らず入漁できることとなり、従来の入会による漁場の利用関係は崩れ、部分的な漁場の占有利用関係に変化した。このように秋川通りの伊奈村他一ヵ村が、旧慣として保持してきた入会の漁場利用関係は、將軍家瀬田村御川狩にあたり御用鵜匠を勤める伊奈村、つまり漁業先発村落中心の漁場利用関係から、漁業後発の村である上代継村他三ヵ村の自村地先漁場占有化の動きの前に、一ヵ月に一五日づつの入会利用という折衷案ではあつたが変

革させられたのである。

(2) 宝暦七年の漁場争論

宝暦七年、秋川通りに位置する伊奈村と高尾、留原、館谷、横澤四カ村との間に漁場入会争論が持ちあがる。伊奈村は、古来より川上の五カ村及び川下の六カ村と漁場の入会利用関係をもつて漁業生産を行い、御菜鮎上納御用役、瀬田村御川狩鵜匠御用役をつとめてきた。しかし、川上五カ村の内、高尾、留原、横澤、館谷村の四カ村よりこのたび漁業権を売り渡したので、伊奈村の漁師は四カ村の漁場に入会うことのないようとの申し入れがあった。そこで、伊奈村はこの高尾村他四カ村の漁場占有化を阻止して、従来どおり漁場入会利用を仰せ付けられるよう伊奈半左衛門役所に願書を差し出したのである。

(3) 弘化四年の漁場争論

高尾、留原、館谷、横澤四カ村が、伊奈村との漁場の入会利用関係を解消しようとした理由は、もともと高尾村他四カ村は村内に漁師が少ないのであるが、この度、新たに鮎運上が課せられたため、その上納永の不足を補うために漁場を売却したい、そのためには伊奈村と漁場の入会利用関係を解消したいというものであった。

この漁場入会争論は、宝暦期に漁業生産力の低い、漁業後発の村々にも鮎運上が課せられたため、従来からの先発漁村中心の漁場利用関係を解消し、自村地先漁場を占有し、漁業収益を確保しようとした後発漁村の行動に対し、先発漁村である伊奈村のとった対応策は、御菜鮎上納御用役を負担していること、また御川狩御成にあたって鵜匠御用役を勤めていること等を根拠として、伊奈村の入会による漁場利用関係の正当性を主張するというものであった。

この争論の結果は、従来通り漁場は入会利用とすることで内済となり、高尾、留原、館谷、横澤四カ村の漁場占有化のもくろみは外れた。しかし、わずかに鵜を用いた漁は自村の漁場に限ることとし、鮎の乱獲につながる伊奈村の鵜飼漁を自村の地先漁場から締め出したことによりこの漁場入会争論も旧慣を少なからず変革したと評価することができよう。

弘化四年（一八四七）より嘉永二年（一八四九）に至る間、三カ年にわたって留原村地先の漁場をめぐって、留原村と伊奈村他六カ村との間で漁場入会争論が行われた。もともと留原村と伊奈村、館谷村との間に弘化四年以前より漁場をめぐる争論が行われていたようで、この争論の吟味中、三カ村は網漁は入会とするが、鵜漁は自村地先の漁場で行うと取り決めがあったようである。しかし、弘化四年七月に館谷村の権治郎が自村の地先漁場で鵜飼漁を行ったとこ

用関係を解消し、自村地先漁場を占有し、漁業収益を確保しようと

いう後発漁村の自村地先漁場占有化の入会争論であったといえよう。

ろ、留原村は自村地先の漁場であろうと争論吟味中は、鵜漁は禁止であると代官所へ訴え出たのである。

ところで、留原村のこのときの訴訟は準備が周到で、同村の漁場の自村占有利用をなんとしても確立しようという熱意を感じさせるものがある。というのは、代官所の出役・野田三郎助を懷柔しているのである。訴訟を起こした弘化四年の九月、御菜鮎上納御用役が終了し、生簀払を御用請村々に触れるために野田が拝島村へ出張つた折り、野田は伊奈村他一力村に対し、留原村地先の川筋五六〇間余を從来、八月一日より留川（禁漁）としていたものを一月早い七月一日よりとすること。さらに、弘化五年（一八四八）より向こう五カ年内、鵜漁は禁止とすることを議定締結させたのである。

この野田の働きで一度は議定したもの伊奈、山田、網代、横沢、

三内、鎌谷の六カ村は、鵜漁に対し監督権をもつ鳥見役に将軍家瀬

田村御川狩にあたり鵜匠御用を勤める「御用鵜」の由緒をもって、

鵜漁の禁止は鵜匠御用に支障を生じることを申し立て、鳥見役より

代官所に対し、鵜漁を禁止することのないよう申し入れてほしいと願い上げている。また、七月一日より留川とすることに対しては、檜原、養沢、乙津、戸倉、小中野、五日市、深沢、小和田、鎌谷、三内、伊奈、横沢、網代、山田、大久野の各村より筏の流方が差し支えるとして、從来のとおり八月一日より留川とされるように代官所へ嘆願書を提出するなど、様々な方策を講じている。

この漁場争論は、天保十二年（一八四二）以来、御菜鮎上納御用負担村となつた留原村が、地先の漁場に入会利用権を有する先発漁村・伊奈村との間の入会利用関係を解消し、自村地先漁場の占有利用をくわだて起こされた争論である。しかし、結果は、留原村の敗訴というべきものであった。つまり、伊奈村の御用鵜の権威を持ち出した方策が功を奏したのである。代官所は、鵜漁禁止を鳥見役へ掛け合つたが禁止することは出来ず嘉永元年五月に柴崎村他の御菜鮎上納御用世話役へ内済とするよう取り扱いを指示し、嘉永二年四月、瀬戸岡、拝島、柴崎三カ村の名主を扱人として示談内済となつた。その内済の条件は、鵜漁に限り秋彼岸三〇日前より差し止めとするが、「しら漁」その他の漁業は從来通り行うものとするというものであった。

(三) 福生村の漁場利用の形態

『武藏田園簿』（慶安二年頃）により福生村をみると慶安期には、四人の旗本、榊原氏、中沢氏、永井氏、加藤氏の知行他二人の代官、設楽権兵衛、岡上甚右衛門の支配を受ける御料所からなる相給村落となつてゐる。村落の規模は、榊原氏知行地二五石、中沢氏知行地二五〇石、永井氏知行地五〇石、加藤氏知行地一五〇石、そして設楽代官所二〇五石（他に野銭永七五〇文）、岡上代官所二五石

をあわせ七〇五石（他に野銭永七五〇文）である。以後、明治に至る間の村高の変遷をみると、この表にみられるように熊川村同様、⁽¹²⁾検地による打ち出しなどにより村高が変化している。

【表6 福生村村高変遷表】

慶安二年頃 (一六四九)	元禄一五年頃 (一七〇一)	天保五年頃 (一八三四)	明治元年 (一八六八)
七〇〇石	八六九石	九三五石	九三六石
六四一六	五六五一	二五四一〇	

享保一九年（一七三四）の『村指出シ明細帳下書』によれば、村高は八〇九石六斗四升一合六勺であるが、そのうち本田が七三一石二斗二升一合六勺、新田としては七八石四斗二升が記されている。

この反別は、一六三町八反九畝二五歩、すべて畠地で水田はない。

この『村指出シ明細帳下書』によれば、福生村には、寛文八年に幕府代官兩宮勘兵衛による新田検地、同九年に幕府代官岡上治郎兵衛による本検地、そして、延宝二年（一六七四）に岡上治郎兵衛による本田検地、同五年に幕府代官設楽孫兵衛能武、今井九右衛門による検地が実施されたことが伝えられている。このうち、寛文八年の検地は検地帳

が現存しており、それには「武藏野新田申之御繩水帳」と表題がみられ、開発した新田を検地したものであることが確認できる。「明細帳下書き」にみられる寛文九年以降実施された四回の検地は、いずれも現在、検地帳が見い出されていないが、本田の検地である。

その後、寛政十一年（一七九九）『村方様子明細書上帳』によれば、元禄五年（一六九二）に杉山八郎兵衛による検地がおこなわれ、元文元年（一七六三）に大岡越前守忠相、宝暦十一年（一七六一）と明和五年（一七六八）に関東郡代伊奈半左衛門忠宥、明和七年、安永二年（一七七三）に伊奈半左衛門忠敬が、同九年に伊奈半左衛門忠尊による新田検地を受け、そして高入れしている。

福生村の戸数は、寛政十一年（一七九九）の『村方様子銘細書上帳』によると家数二三二軒、人数八三一人（内、男四三二人、女三九九人）の大村である。熊川村と同様、福生村は武藏野台地の南端、多摩川の形成した河岸段丘上に位置し、近世中期以降、河原の沖積面に僅かの水田を開拓したが、耕地の大部分は「土性野土又者石交り之所多」い、地味の悪い畠地である。農民は「農業之間男ハ炭薪を駄賃を取り其外薪を取り、女者夏ハ蚕を銅仕付収納之間木綿を織りだしていた。また、船運上も課せられ、さらに尾張藩の鷹場に組み込まれてからは、同藩江戸屋敷への船上納も命じられていよう。多摩川での漁業生産も行わっていたようである。鵜漁師も

存在し、將軍家瀬田村御川狩にあたっては鵜匠御用を勤めている。

あつた。

また、嘉永三年（一八五〇）には名主半十郎が御菜鮎上納御用役に就任し、以後、明治維新に至つて廃止されるまで勤めている。

福生村は地先の漁場を多摩川対岸の下草花村と入会利用してきたが、川面の全域が入会利用関係にあるわけではなく、自村が占有し「瀬張網」漁を行つ「持切場所」と呼ばれる漁場も存在していた。しかし、文化九年（一八一二）六月、この福生村占有の漁場「持切場所」へ下草花村の隣村の平沢村、二ノ宮村の者共が下草花村の者と一緒に入り込み、漁場を荒らすという事件が引き起こされた。

福生村は、早速、伊奈代官所へ下草花村の不法を訴え出るのである。訴状によれば「持切場所」へ入り込み、漁場を荒らしただけではなく、「合川」の場所、つまり両村入会利用の漁場へも平沢村、二ノ宮村の者共が入り込み不法の鮎漁を行つたとある。そこで、福生村が二ノ宮、平沢両村へこの不法の始末を掛け合つたところ、両村が答えていうには、下草花村より「鮎漁仲間」に加わるようになりての申し入れがあったので、下草花村へ運上、諸入用の負担を割合い、差し出し、鮎漁を行つたということであった。さらに、福生村は下草花村にこの事実を確認したところ、下草花村へ鮎運上を割合つて差し出すものに対しては下草花村の責任で鮎漁を許すのである。向後、何カ村でも下草花村の「鮎漁仲間」に加入すれば、鮎漁を許すと、福生村の抗議に対し、一向に取り合わない始末で

平沢村（御領分）の各村役人の仲裁で示談内済となり決着するのであるが、その内済証文によりこの一件をみると、この六月の出入り以前、五月中に福生村は、自村の「持切場所」が手狭になったとして代官所に訴え、吟味中であったのである。その決着を見る前に、さらに平沢村、二ノ宮村が福生村の「持切場所」で漁獵したので、下草花村へそれを差し押さえるように掛け合つたのであった。その後の下草花村などの福生村への対応は先に見たとおりであるが、この内済証文には、福生、下草花、両村の漁場利用関係が詳細に記されているのでみてみたい。

まず、下草花村の福生村との「合川」、つまり入会利用区間は「川崎村より川下熊川村境まで」であるが、川崎村（現在、羽村市の一ノ宮）境より川下一三〇間の川面は下草花村の「持切場所」で、この区間は以前より下草花村と川崎村の合川漁場であった。そして、下草花年の字森山の利兵衛所持の山の下より上流へ三〇間を隔てて福生村の清岩院を見通す地点を境に、上流部は福生村の「持切場所」であり、さらに熊川村の境より二ノ宮村の突抜坂を見通す地点、それより上流部の川面にある二カ所の「瀬張網」漁場は、福生、下草花、両村の「合川」漁場であった。このように福生村と下草花村の入会利用関係は複雑であったことがわかるのである。

三、近世多摩川の組合漁業の諸形態

(一) 漁師仲間による漁業

(1) 日野本郷の漁師仲間

古くから鮎漁に携わる者が多数存在した日野本郷では、「漁師仲間」と称する社会集団を組織し、漁業権益の保持にあたっているが、漁師仲間は、漁師「株」によってその人数が決まっていた。貞享年間（一六八四）に代官大久保平兵衛により「網札」、「鵜札」と呼ばれる鑑札が発行されているが、貞享四年（一六八七）の史料によれば日野本郷に課された運上、永一貫一三文三分に対し、網札が四〇枚、鵜札が一枚が発行されている。網札一枚は、永二六文、

鵜札は、永七三文三分で、運上は鑑札を受けた者が負担していた。享保二年（一七一七）の『日野本郷高反別明細書帳』によれば、運上を負担し、鮎漁を行っている漁師四〇人がおり、そこには「老人網打」という漁師株が三八人分、「式人鵜遣網引」という漁師株が二人分、合計四〇人分の漁師株の存在が認められる。

嘉永七年（一八五四）に村内で漁業争論がおこるが、この争論は専業的漁師と、川役錢を納めているが農間稼ぎにすぎない漁師との漁場の占有利用をめぐる争いであった。専業的漁師は御菜船上納御

用役を負担するほかに、瀬田村御川狩御成に際し鵜匠御用役もつとめているが、嘉永二年（一八九四）六月に出された「新規鮎漁禁止」の触に「年来渡世いたす者のほかは漁業してはならない」とあることから漁場の占有利用を主張したのである。

しかし、農間稼ぎの漁師たちから従来、日野本郷では川役錢、永一貫一一三文を三八人が一人につき永一九文三分ずつ上納しているため、専業的漁師（年来渡世いたす者）だけで漁場を占有利用するということに対し、異議が唱えられたのである。この争論の結果は、川役錢を上納している三八人にかぎって網漁をおこなうことができることで内済して議定した。

ところが、翌、安政二年（一八五五）、鵜匠藤左衛門ほか一六人の専業的漁師は、平右衛門ほか二二人の農間稼ぎの漁師と再び漁場の占有利用をめぐって争論を起こした。平右衛門が代官所に差し出した願書によれば、鮎漁場は宿（村）持ちであり、藤右衛門他一六人の占有漁場ではないので「しら場」（しら漁を行うに適した川面）は川役錢を納めているものの人数に割合うべきであると主張している。この平右衛門らの主張に対し、藤左衛門ほかの専業的漁師は、天保九年（一八三八）に出された「新規漁業禁止」の触をまもり、二、三人で一ヵ所を持ち合っているので、今更、「しら場」を多人数に割合うことはできないと反論している。そして、鮎漁がしたい

のあれば、四月に漁をはじめてから八月に「御用しら」を掛け渡すまでの期間、漁師一同が立ち合って漁をおこないその日の漁獲高を人数で割合で受け取る「立合漁」に出で、世話役の指図を受け、漁師仲間の取り決めを守るようにと主張している。

この争論に対し、名主は代官所よりの申し付けにより示談内済とするよう奔走している。名主は妥協案として、平右衛門ほか二二人は昼間、專業的漁師の差し障りにならないよう網漁を行うこと。また、藤右衛門ほか一六人の專業的漁師は「しら場」一、二カ所を平右衛門らの農間稼ぎの者に利用を許すこと、といった内容であった。しかし、両者は示談し、内済したようすはみられない。

このように漁業生産量に限界のある河川漁業は、株により漁業從事者数を制限することによって生産を保障していたのである。

(2) 熊川村の漁師仲間⁽¹³⁾
熊川村では、名主の日記⁽¹³⁾に天明四年（一七八四）には一五人の漁師が存在していたことが記されているが、名主日記の天明八年八月六日の記事をみると、

「雨天

一 今日、出水にてしら番の者ども大当たりなり。御用いけすに入れる。 一〇 利助組。八 彦右衛門組。 一二 孫三郎組。 一五 定七組。 二〇 宗吾組。しめて七五なり。

一 同日、夜に入り、鮎九一、いけす入れ致す。しら番の漁師、組合にて捕らえるなり。」

とおり、しら漁は一五人の漁師が更に五つの組に別れて行っていたことがわかる。この「しら漁」という漁法であるが、『県の礎』にはこの漁法が詳細に記されているので紹介する。

「多摩川通り村々にては、毎年、盆前後になりそうらえは、多摩川本瀬への小杭を立て、注連ようの縄を造り、小杭へ結び付け、あるいは葉付きの小笹を横たえ、鮎のほか小魚の通行を妨げ、片脇に差し支えなきよう諸魚通行の場所をこしらえ、その所へ群集の魚類、生け捕りそろうようこしらえ置くこと、是を里人、しらを切るという。」

また、多摩川上流の上長淵村（現、青梅市の一部）の『村鑑』（天保三年）には、

「しらと申すは、合川村へ相談。双方組つかまつりそろう。よつて、一村限りには相成らずそろう。是は、川瀬へ杭を打ち、青笹を掛け、瀬脇へやと申し、是へもじを伏せ置きそろうにつき、是へ魚入りそろう。」

とある。

しら漁は多摩川における鮎漁のなかでは大がかりな漁法の一つであり、複数の漁師が組み合って行う漁法であった。そして、しら漁に適した漁場は限られていたため、上長淵村のように対岸の村と組み

合つておこなつたり、熊川村や日野本郷のように漁師が組に分かれ、複数の漁師が組み合つて共同して行い。捕獲した鮎は出勤した漁師が平等に分配していたのである。また、しら漁は秋に産卵のために

川を下る鮎を捕獲する漁法であり、鮎を瑕つけることなく一度に大量に捕獲することができるため、天保九年に下り築漁が禁止となつてからは御菜鮎漁の中心的な漁法であったようである。

(3) 五日市村の漁師仲間

多摩川支流の秋川川付きの五日市村は、御菜鮎上納御用役を負担している先発の村方であるが、村の漁師二二人は「仲間」を組織して上納御用をつとめている。天保十年（一八三九）に漁師仲間の一九人が漁業規定四カ条を設け連印議定しているが、この議定は、村内の漁師に御菜鮎上納御用役を軽視して私欲の漁を行う傾向がみられることから、御菜鮎の漁期中は勝手な漁は禁止すること、さらに、御用の漁に不参すること等を規定している。また、同年九月に取り決めた議定書は、天保九年の御触を守ること、村方の漁師以外の村内での漁は禁止し、見つけたら差し押さえること、八月一日より留川して御菜鮎を捕生するが御用の漁に不参してはならないこと、鶴飼漁は留川の外で行うこと、等々を規定している。

このように漁師仲間による議定書の取り決めは、需要の増大にともなう漁業生産の拡大により村落内の漁業慣行、秩序のみだれが顕

在化していくことを示している。

(4) 漁師仲間の連帯と維持

漁業生産は自然状況に左右される度合いの非常に強い経済活動である。したがつて、漁業に従事する者の自然に対する感情、例えば畏怖心、そこから生じる信仰心、家例、行事などもほかの生業に就いている人々とは異なるものがあると思われる。多摩川の漁師仲間

は、大漁と無事を祈願する河狩日待、水神祭、水神講などを神事の形式をもつておこなつていた。例えば、熊川村の漁師一五人は、例年三月もしくは四月に「水神祭」、「水神日待」を行つてている。これから始まる漁に先立ち、大漁と安全を水神に祈願したのである。

五日市村の漁師仲間二二人は、例年、四月と九月の春秋の二回、

「河狩日待」と称する集まりをもつていた。文政九年（一八二六）の『河狩日待連名帳』ならびに『御用諸懸り諸入用帳』に九月二六日に行つた日待の入用がまとめられている。史料中の「ミの太夫」、「松原様」は、おそらく五日市村の鎮守阿伎留神社の神主をさしているものとおもわれるが、四月二六日の日待では、神前に初穂を供え、その年の鮎漁が豊漁であることを祈願し、九月一六日の日待ではこの年の御菜鮎上納が無事に終わったことや豊漁であったことを

神に感謝する神事が行われたものであろう。また、九月の河狩日待の時にはこの年の御菜鮎上納御用に要した費用の懲勘定を行つて

いる。

多摩川下流の宇奈根村（現、世田谷区の一部）ほか一二カ村の漁師四三人は、例年、正月に水神講をおこなうことを恒例としていたが、漁師株の譲渡がある場合、この席で仲間にはかり承認を得ることになっていた。つまり、株により漁業生産者数を制限することによって、生活を保障していたのである。また、このように河狩日待、水神祭、水神講は、漁師仲間の秩序維持と連帶強化に機能していたともいえよう。

ところが、漁師仲間の秩序維持に議定書を作成し、慣行を成文化しなくてはならなくなつたことの背景には、鮎の需要の拡大にともなう漁業生産の拡大と漁場の狭隘化、そして、漁業資源の枯渇による漁業慣行、漁業秩序のみだれが村落内においても顕在化していたことを示しているといえよう。

（二）組合による漁業

① 世話役と組合

（1）御菜鮎上納御用役負担村の組合

御菜鮎の上納御用役を負担する村々は、組合を組織して共同で鮎を上納し、その必要経費を割合つて負担して御用役をはたしていた。前述のとおり、近世初頭に遡ると思われる御菜鮎上納御用役は、府中領の村々では徳川家康の入国以来、府中御殿へ鮎を上納していた

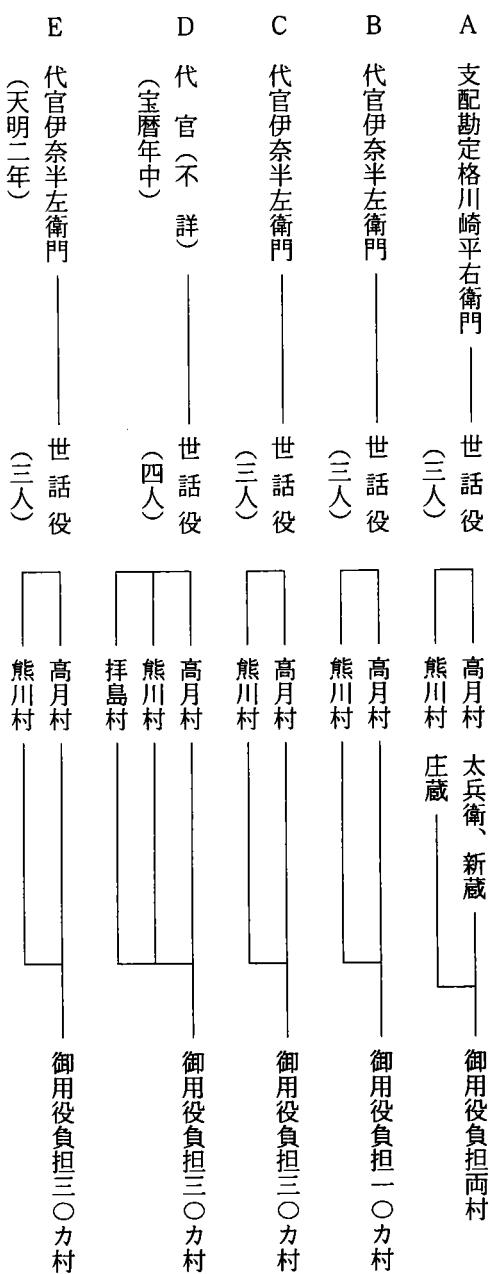
ことや、多摩川上流の三田領では寛文年間（一六六一～七二）には御菜鮎を上納していたこと、また、中流の日野本郷ほか七カ村では延宝六年（一六七八）以前より江戸城御台所へ御菜鮎を上納していたことなどが知られている。しかし、この時期の御用役負担村々がいかなる組織をもつて御用役を勤めていたか全く不明である。

近世初頭より行われてきた御菜鮎上納御用役は、享保七年（一七二二）四月に突然、赦免（延宝六年にも赦免されたようであるが詳細は不明である）されているが、これは享保改革の一連の政策のなかでとらえることができる。すなわち、多摩川の御菜鮎のみならず江戸内湾の御菜鮎、武州山方筋の御用薪をはじめ様々な江戸城御用品上納役の赦免は、幕府の年貢の増徴、支配秩序の再編、贈答儀礼の再編強化などの政策の一環であったのである。ところが、延享元年（一七四四）七月、支配勘定格川崎平右衛門に対し、多摩川の鮎の上納が再び命じられ復活した。

延享元年に復活した御菜鮎上納御用役が制度として確立したのは、翌、延享二年のことである。天明二年（一七八二）に伊奈半左衛門役所が多摩川御用鮎世話役の起立を尋ねているが、高月、熊川両村よりの申上書によれば、川崎平右衛門より、高月村（現、八王子市）の一部）の名主太兵衛と新蔵、そして、熊川村（現、福生市）の名主庄蔵が世話役を命じられ、当初はこの両村で御菜鮎を上納し

たようである。その後、上納御用役を命じられることを願う村が増え、御用役を負担する村数は一〇カ村程になり、さらに役負担村は増加し、沢井村（現、青梅市の一一部）より石田村（現、日野市の一一部）まで、支流も含め三〇カ村余りにもなっている。これらの御用役負担村々は、三人の世話役の指示もとで鮎を捕り、生け簀場へ鮎

【図1】世話役定数変遷図



この御用役負担村の増加は、村々よりの御用役負担を命じられる

ことを望む働きがあつてのことである。というのは、御菜鮎上納御

用の鮎漁期間中、漁場は御用役負担村の独占するところとなり、無

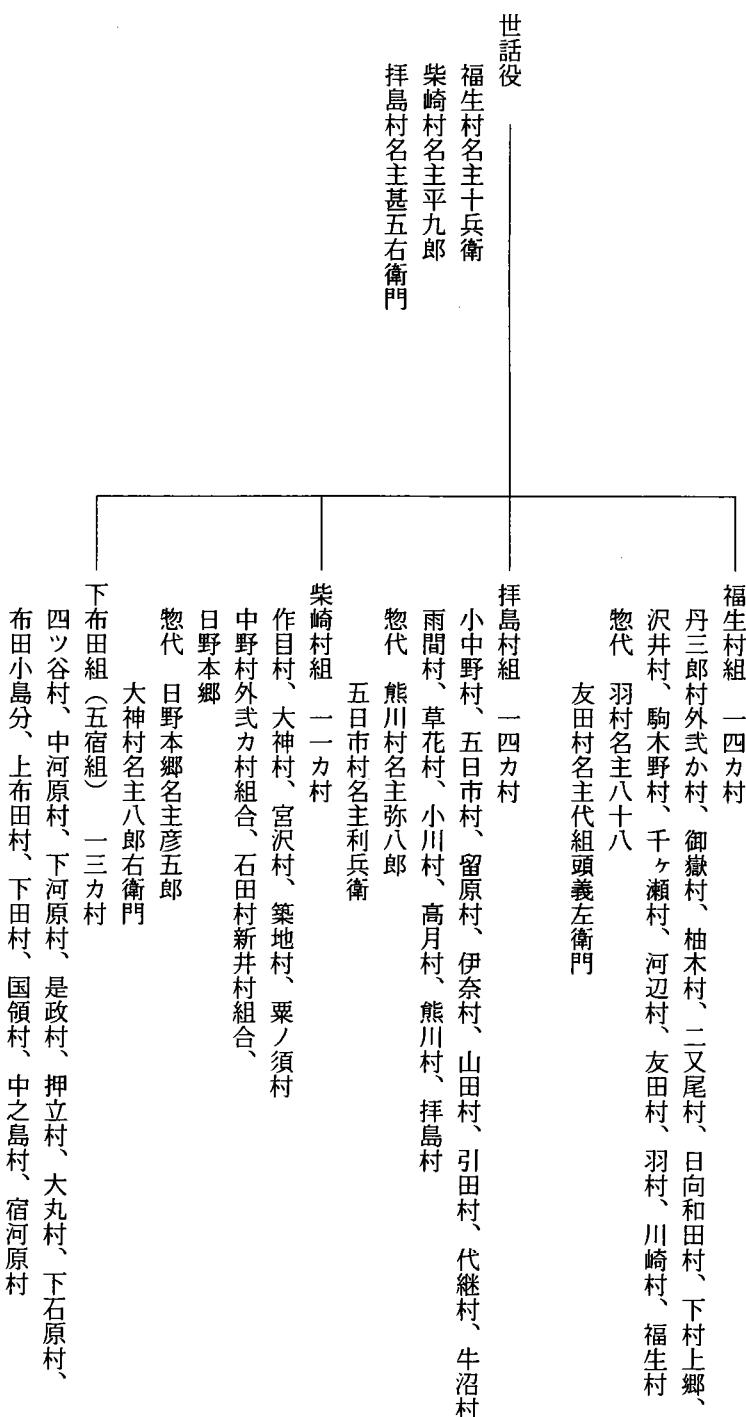
を溜め、幕府御出役の指示により鮎を上納している。また、御用役負担村の数が増すにつれ三人であつた世話役も定数が増え、拝島村の年寄源左衛門を加え四人となつてゐる。この変遷を図示すると次のとおりである。

役村々の漁業活動は禁止されていたのである。

特に近世中期以降、江戸の消費の拡大にともなう鮎の需要の増大は、鮎が小商品生産のひとつとして多摩川沿岸村々にとつて非常に

魅力あるものとなり、従来漁業活動に余り積極的でなかつた村々を新たに漁業活動へ進出させた。そして、中期以降、村々に鮎運上が賦課されたことは、村々の新たな漁業進出、さらに、御用役負担村の増加につながつたことは間違いない。

【図2 文久元年御菜鮎上納御用組合組織図】



その後、嘉永三年（一八五〇）の組合構成をみると五宿組一三ヶ村、柴崎組一五ヶ村、福生組一六ヶ村、押島組一六ヶ村からなり、村数は六〇カ村となつてゐる。また、文久元年（一八六一）における組合構成は図示すると次のとおりである。

図のとおり世話役として福生村名主十兵衛、柴崎村名主平九郎、拝島村名主甚五右衛門の三人がおり、その下部組織として、一定の地域をまとまりとした四つの組が設置され、各組には惣代が二名置かれている。各組の構成をみると福生村組は多摩川上流域の村々一四カ村によつて組織され、惣代に羽村、友田村の名主が就いている。拝島村組は、多摩川の支流秋川筋の村々を中心に組織され、惣代に熊川村、五日市村の名主が就き、一四カ村で組織されている。柴崎村組は多摩川中流域の村々、一一カ村によつて構成され、惣代に日野本郷、大神村の名主が就いている。下布田組一三カ村は多摩川下流域の村々である。

② 御用組合の役割

御菜鮎上納御用役を負担する村々が組合に連帶した意味は、もちろん御菜鮎の上納定数の確保と定められた上納日の厳守、履行を目的としたためである。この御菜鮎の上納定数は、天保二年（一八三二）に代官江川太郎左衛門が幕府御勘定所の御用鮎起立のお尋ねに答えた申上書によれば、寛政五年（一七九三）には相州道志川と多摩川の両川を合わせて一、四五〇尾と決まっていたが、同九年には一、六五〇尾となり、さらに文化四年（一八〇七）には江戸城西ノ丸への上納がはじまり、一、一五〇尾が定数となつている。御用鮎は道志川と折半であるので、上記の定数の半数分が多摩川より上納を必要とする定数である。このように御菜鮎を上納

する御用役負担村が増加とともに、御菜鮎の定数も年々増加している。さらに、その後、天保八年（一八三七）には大御所徳川家斉への上納分として多摩川では一五〇尾を増すことが命じられた。

ところで、御用役負担村々の上納期間中の勤め方、世話役としての仕事、及び御菜鮎の上納の様子は、世話役の一人、福生村名主十兵衛が記した嘉永三年（一八五〇）の『玉川上ヶ鮎御用留』が詳しい。この『御用留』は、まず、世話役の勤め向ぎにあたつての覚えとして定例物の部と臨時物の部の二つに分けて記しているが、定例物の部は「秋彼岸前捕生日限訴之事附出府雜用割之事」から「年々世話役御用留帳之事附同役共鮎代夫錢等差引勘定之事」まで、一つ書きで一七箇条があげられている。つづいて臨時物の部は「不漁ニ付道志川鮎買上ヶ兩川取交上納之事」から「上ヶ鮎御用臨時物大概心得之事」まで五箇条があげられている。しかし、この『御用留』には残念ながら定例物の部の八箇条までが記されているのみで、全体を把握することが出来ないのであるが、残された八箇条のなかから御菜鮎上納組合の役割を考えてみると、まず、その第一には、鮎を指定された日時に指定された数量を間違なく上納するための調整がある。そのためには、前もつて鮎を補生し、生け簀に捕り溜めておくのであるが、各御用請村より生け簀に届けられる鮎の数は一定ではないので、村々の負担が公平になるようその年の上納が終了

すると金銭で調整するのである。第二は、御用請村々の間に漁業紛争が生じないよう、特に漁場の調整を行うことにあった。例えば、「御用留」には

一、御用中壱ヶ村ニ式ヶ所宛都合宜場所留川いたし置可申事

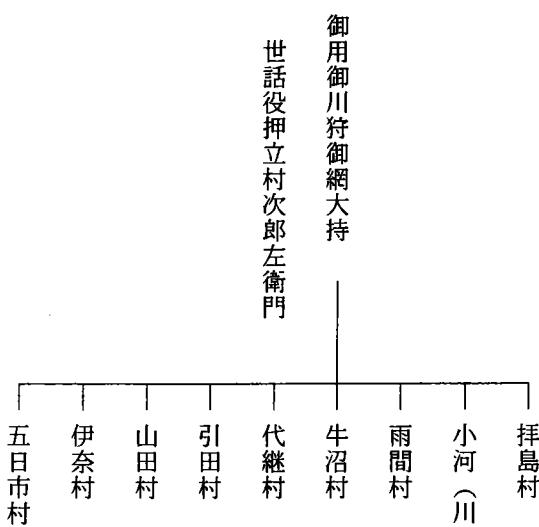
と、「しら漁場」を各村二ヵ所に制限しているのである。また、第三は、御用に要する諸経費や諸用具の準備を組合によって協同化することにある。これによつて負担を軽減するのである。

(2) 御川狩御成鵜匠御用役負担村の組合

御川狩御成鵜匠御用役の由緒は前述の通り不明で、その制度史的考察は困難なものがあるが、將軍の瀬田村御川狩御成にあたつて鵜匠御用を勤める村々は年代を越えて特定の村方があたつてゐる。それら村々を束ねる世話役の村も特定され、これら鵜匠御用役負担村々は組合としての組織化がなされてゐたのである。

まず、その組織とは図示すると次の通りである。

【図3 寛保元年御川狩御成鵜匠御用役負担村組合組織図】



押立村の名主で鵜匠世話役を勤める次郎左衛門は、多摩川が満水で鵜の餌飼に困難を來したときには秋川通りの上、下代継村、牛沼村の三ヵ村に川代を支払つて、鵜の餌飼場とするが、その折り、秋川通りでも御用鵜を勤める村々があるが、みだりに漁をしないようにとの回状を差し出している。その回状が届いた村がこの図に示した村々である。したがつて多摩川本流で鵜匠御用を勤める村方は不明である。

【図4 天保十二年御川狩御成鵜匠御用役負担村組合組織図】

留網を一〇反、もじを四〇〇枚用意している。

將軍家の瀬田村での御川狩は、鵜を用いた川漁であつたわけであ

るが、このとき鵜匠、また、網引きなど行う漁師は日野本郷周辺の

多摩川中流域の村々と秋川筋の村々であり、これら村々は鵜匠世話役を中心に、鵜の用意はもとより網、もじなどの漁具、そして、鵜

匠網引漁師などの漁師の出勤を均等に割合つて御用役を果たしてい

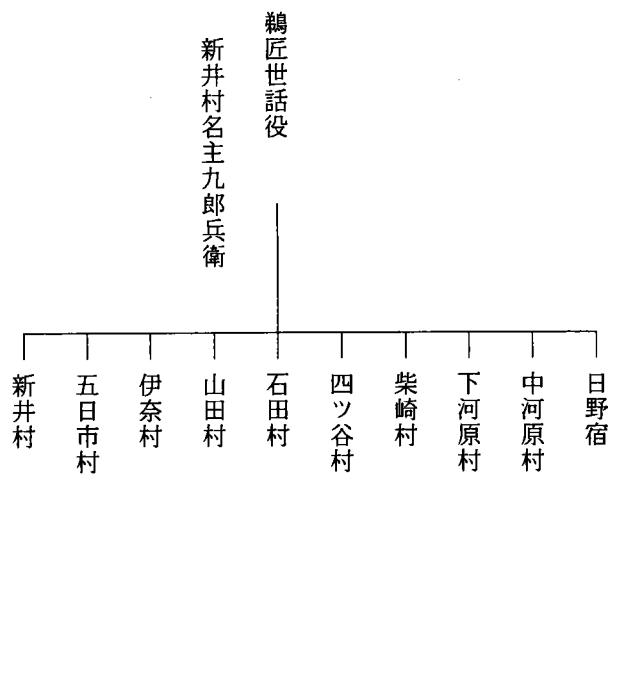
たのである。組合という呼び方は史料では確認されないが、幕府役

人よりの御用役を負担する村々への命令の伝達、そして各村が調整

する鵜や鵜匠の数の調整、さらに御用終了後に各村々へ支払われる扶

持米の分配など、世話役を頂点とした組合的組織が大いに役割を果

たしていったとみてよいであろう。



天保十二年（一八四二）、右大将様御川狩御成にあたつて鵜匠御用が日野宿外一〇カ村に対し命じられた。このときの鵜匠世話役は新井村の九郎兵衛である。日野宿外一二カ村は鵜匠御用にあたつて各村より鵜匠一人と手替わり一人、さらに、網引漁師二人、その他、人足が三〇人、勤めにあたつてゐる。また、用いる漁具としては、

「鵜先綱」、「下留綱」、「もじ」があるが、鵜先綱を一〇反、下

へ伊奈、山田、五日市の三カ村は新井村同様、瀬田村御成鵜匠御用役の新井村九郎兵衛は、御川狩御成御用の主管役所の「御鳥見」

を勤めている村々なので、鵜漁を禁止されでは御用に差し支えるので、禁止されることのないように願い上げている。また、久地、諷訪河原、瀬田の三カ村の漁師世話役、これらの村々は御川狩御成にあたって御用をつとめる村々であるが、鵜匠世話役の新井村九郎兵衛と同様の願いを御鳥見に申し上げている。これら世話役の村々の御鳥見に対する働きかけに対して、伊奈村他三カ村は、訴答の呼び出しなどがあつたときにはその費用は三カ村が負担することを鵜匠世話役の新井村、漁師世話役の久地村他三カ村へ書状をもつて申し入れている。このように世話役は傘下の村々が不利益を蒙ることのないように指導役所の御鳥見へ働きかけ、それに対し傘下の村々は世話役の村々へ運動に要した諸費用等の負担をするという相互補完関係をもつていたことがわかるのである。

(3) 上川通り村々組合と下川通り村々組合

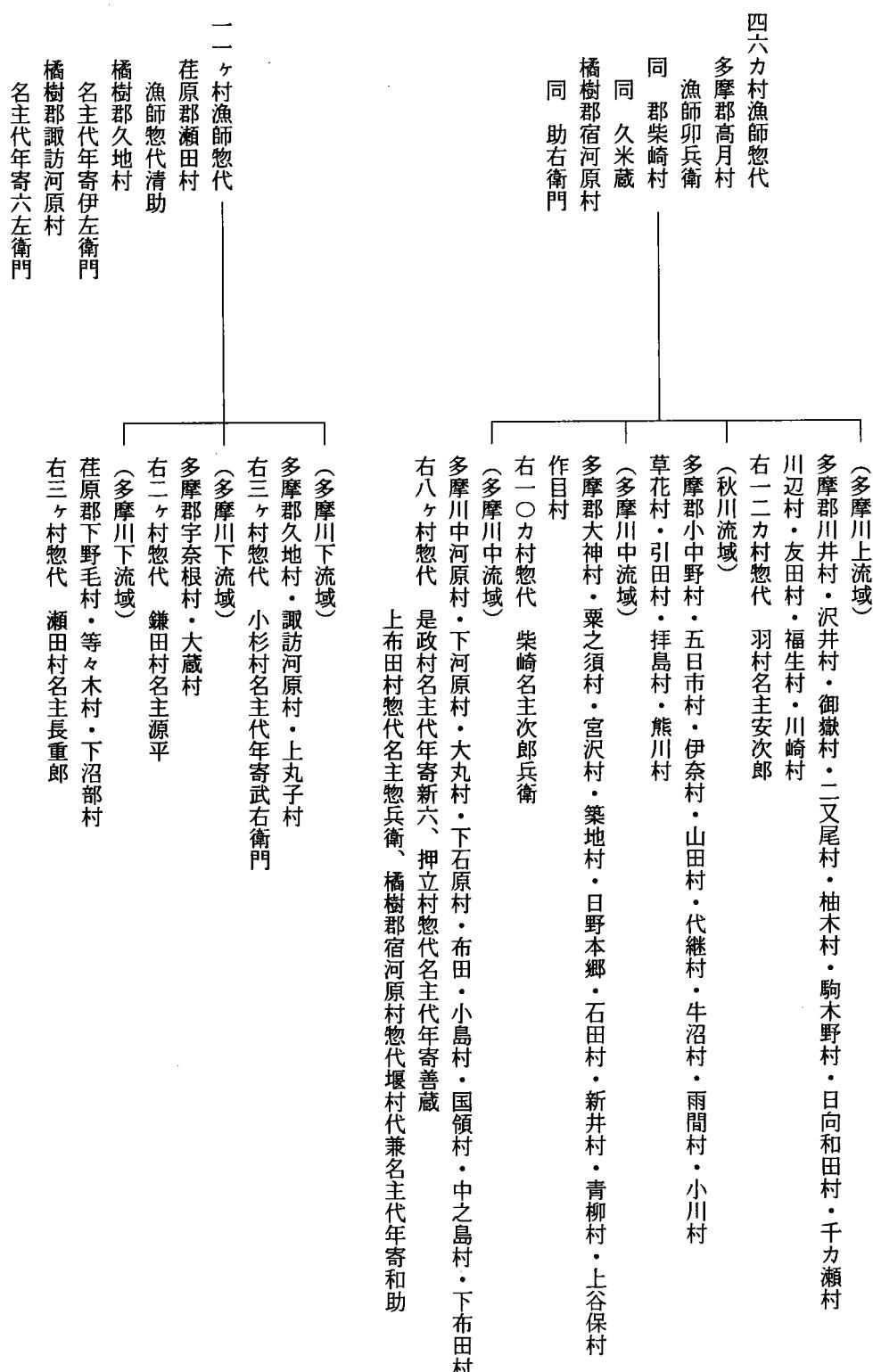
天保五年（一八三四）一〇月、御菜鮎上納御用世話役を勤める柴崎村の次郎兵衛と高月村の濤江の兩人は、秋川筋の小川村他一カ村に対し、評議を行うので拝島村へ出会するようにとの回状を出した。この書状は、近年、多摩川下流域の村々が登築を掛て鮎が小鮎のうちに捕獲してしまって、川上筋では年を追つて鮎が不足し、御菜鮎の上納に支障が生じている。ついてはその筋へ来年より下流域の登築漁を禁止してもらうよう願い出たいので評議をしたいと

いうものであった。この評議の結果、代官所へ登築取り払いの御触を出していただきたいと願い出たのである。この願いを代官所は勘定所へ上申するが、勘定所は触は出さないと代官所へ沙汰した。また、勘定所は内意として上川村々が本当に難儀であるなら下川の登築を掛けている村々を相手取り、出訴するようにと代官所へ伝えた。そこで秋川筋の村々は、翌天保六年四月、世話役の柴先村名主次郎兵衛、高月村名主濤江、羽村名主安兵衛の三人に下川村村との掛け合いを一任したのである。

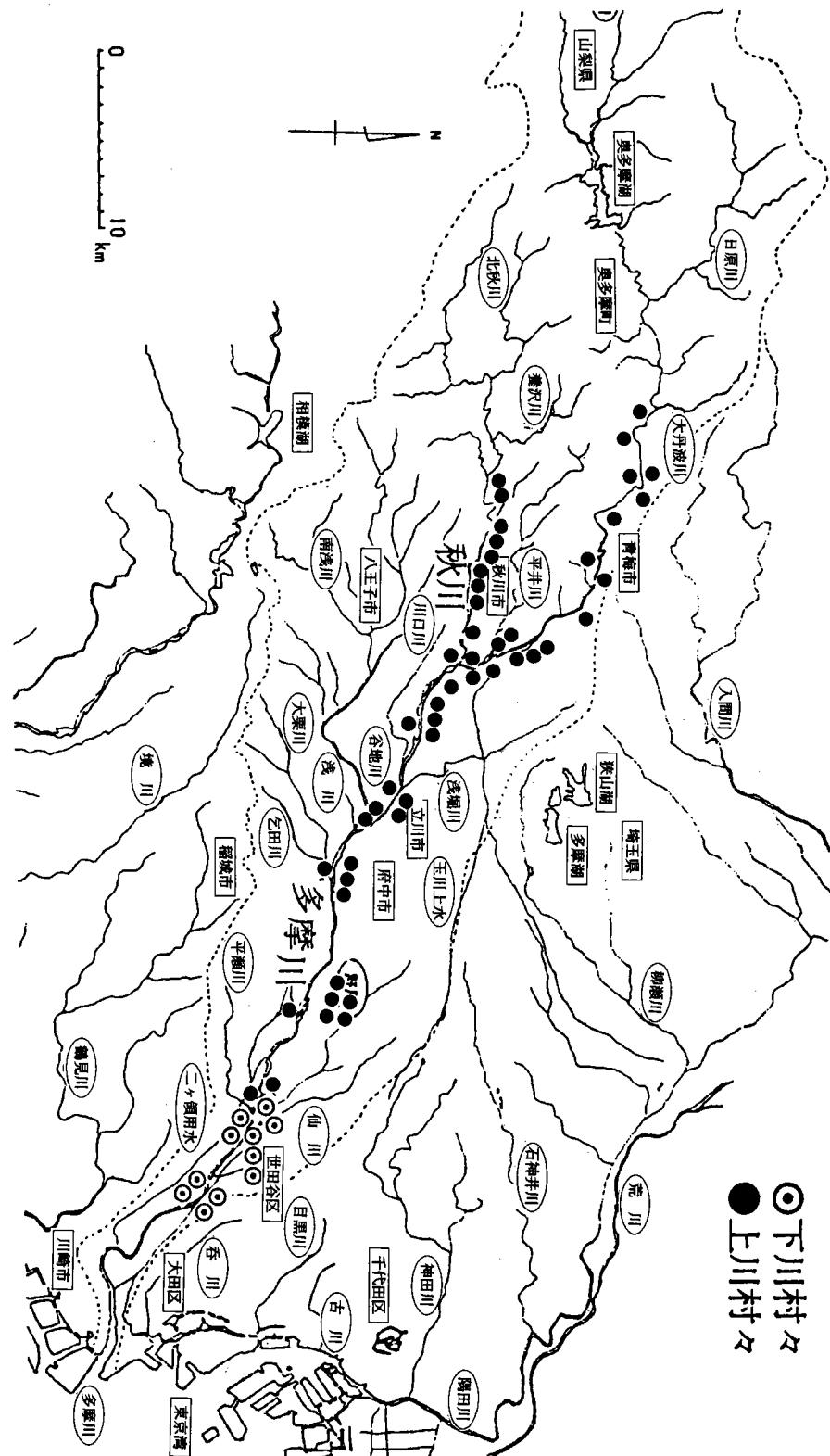
この争論の結果は、和融内済となり、上川通り四六カ村と下川通り一カ村は議定書を取り交わす。議定の内容は、漁法を相互に規制することにより漁業資源を保護することができる。このことによつて、御菜鮎の上納や運上の上納に支障を来すことがなくなるといふものである。具体的には、久地村（現在、神奈川県川崎市の一一部）より下流の村々は若鮎の時節には登築漁を行わない。それに対し、宿河原村（現在、神奈川県川崎市の一一部）より上流の村々は、秋、下り築を仕立てないというものであった。

この訴訟で上川村々に属した村と下川村々に属した村を図示するところの通りである。また、村々の分布を地図に示し次に掲げる。

【図5 多摩川御菜鮎上納御用組合組織図】



【図6 天保六年 議定取替村々分布図】



上川通り村々と下川通り村々の漁業争論は、直接的には漁法をめぐる争論であった。しかし、その背景には鮎の小商品生産物としての需要の増大にともなう、多摩川川付き村落の漁業進出による漁場の狭隘化とその生産性を上げるためにの大漁捕獲漁法の導入や新規漁法の開発によるところの漁業資源の枯渇の問題が考えられる。そして、この問題の解決策として広域的に村々が相互規制することによって、漁業生産を維持しようという動向が認められるのである。田を転じて海水面漁業をみると、なかんずく江戸湾では、文化十三年（一八一六）に四四か浦会合により漁具、漁法の規制などが行われ、漁場の狭隘化問題、資源問題に対する調整措置がなされていることを知るのである。

天保五、六年の多摩川上川通り村々と下川通り村々との間に繰り広げられた漁業争論において、上川通り村々が江川代官所に願い出た登築漁禁止の御触は、これより三年後、天保九年（一八三八）に至って幕府より出された。この御触は、多摩川上流の川井村（現在、奥多摩町の一部）及び秋川の小中野村（現在、五日市町の一部）より、多摩川河口の羽田獣師町（現在、大田区の一部）、大師河原村（現在、神奈川県川崎市の一部）に至るまでの多摩川両縁村々に対し、登築漁、堀河漁などの新規漁法を仕立てて、若鮎を捕獲することや年来渡世の漁師以外の者が漁業を行うことを禁止（新規漁業の禁止）したのである。この禁令は、多摩川の上川通り村々が漁業資

源の確保と漁業利益の独占を画策し、各村々が広域的に組合組織を形成し、運動した結果出されたものであるが、この御触によって多摩川において新規の漁法、新規の漁業進出を禁止するという新しい漁業秩序が形成されたことは非常に重要である。

おわりに

自村地先の漁場から排斥して、漁場の占有化をはかろうとするのである。

多摩川川付きの漁業依存度の高い村々は、漁業先発村落として十八世紀初頭以前より江戸城御菜鮎上納御用役を負担することによつて漁場を占有的に利用し、漁業収益を独占してきた。つまり、多摩川の漁場利用慣行は、御菜鮎上納御用役負担の有無が占有利用の正当性の論理となつていたのである。近世、幕府の唯一の漁業法令「山野海川入会」は、河川の漁場利用について、御菜鮎あるいは運上を納める村方は自村、他村の区別なく入会による漁場利用が出来るとしていた。しかし、続けて、無役の村方は自村地先漁場の利用に限定されると規定されている。この法令は、十八世紀中葉に制定されたものであり、ここに幕府の漁業支配の強化が認められるのであるが、この時期、この法令制定を必要とする漁業慣行、漁業秩序の混乱が川付きの村方にあつたことを物語るものである。

近世中期以降、大消費都市江戸の地回り経済圏に位置する多摩川沿岸の村々では、小商品としての鮎の需要の増大に伴い、新たに漁業生産者となる者が増加し、漁場の狭隘化が大きな問題となつていった。さらに、生産性を上げるために大量捕獲漁法の導入や新規漁法の開発により漁業資源の枯渇も深刻化していたのである。そのような状況の中で、旧来からの漁業権益を保持しようとする先発村落に対し、後発村落は自村地先の漁場の入会慣行を解消し、先発漁村を

れると世話役に任じられ、以後、この御用役負担村々の中心的な存在として、御用役を負担する村々を組織し、大いに力を發揮する。

しかし、享保七年の御用役赦免以前は、御菜鮎上納御用役を命じられていない村方であつたのであろうか、隣村拝島村に自村地先の漁場を占有利用されていた。拝島村は漁業先発村落で、おそらく熊川村よりも漁業進出は早かつたのであろう。御菜鮎上納御用の漁期中、熊川村の地先漁場を占有していたのである。ところが熊川村は享保七年に御用役が赦免されると直ちに地先漁場の占有化を企て、拝島村との入会利用関係の解消に成功する。この熊川村には一五人の漁師稼ぎをする村人が存在するが、彼らは漁師仲間を組織して御菜鮎御用漁期中、「しら漁」に適した漁場を五つの組に分けて行い、漁獲は平等に分配して御菜鮎上納御用役をはたしていた。この漁期中、熊川村の漁場は彼ら一五人の者に占有され一般村人の利用は禁止されていた。

日野本郷も漁業のさかんな村方で、近世前期より御菜鮎上納御用を勤めているが、漁師株四〇人分をもつて運上を負担し、漁業従事者を制限していた。しかし、近世後期に至ると漁師株所有者の間も専業的な漁師稼ぎを行う村人と農間稼ぎにすぎない漁師株所有者と

に二分され、專業的漁師株所有者に漁場が占有されていくようになる。その結果、両者の間で漁場の利用をめぐる争いが生じるのである。

伊奈村は秋川通りの川付きの村方では漁業先発の村落で、御菜鮎上納御用や鵜匠御用も勤め、周辺の一ヵ村と漁場の入会利用関係をもっていた。しかし、十八世紀中葉、宝暦期に至り、秋川通りの各村に漁業運上が課せられると、村内の漁場の占有利用権を運上を負担する者に与えるため、各村々は伊奈村との入会利用関係の解消を求めて伊奈村との間で争論を起こす。

このように漁場の狭隘化は漁業従事者数の制限、つまり漁師株により調整するという方法に解決策を求め、彼ら漁師株保有者は漁師仲間を組織し、共通の信仰を核として春秋に会合をもち、この場で漁師株の譲渡や漁業上の種々の問題を話し合い、仲間の連帯と維持を行っていた。

近世後期、天保年間に至ってみられた多摩川上川通り村々と下川通り村々の漁法をめぐる争いの原因は、漁業資源の枯渇化によるものであった。これは非常に広域的な村落結合がなされたうえで、多摩川川付き村々を二分して争われた多摩川の漁業史上画期的な出来事である。上川通り四六カ村組合は御菜鮎上納御用組合そのものであり、ここに文字どおり多摩川の漁業問題、とりわけ漁場利用問題は、御菜鮎上納御用役を負担する村々によって決定されていたこと

がわかるのである。この争論の結果、天保九年に幕府より出された御勅「新規漁法の禁止」及び「年来渡世の者のが新規漁業の禁止」は、多摩川の新しい漁業秩序をつくったものとして重要である。しかし、この禁令は上川通り組合と下川通り組合が争論の結果、自ら調整した漁場狭隘化と漁業資源の枯渇化の問題に対する解決措置が幕府により成文化され權威づけられたものであったのである。

註 1

拙稿「近世玉川の漁業生産に伴う役負担と漁場利用関係」

『関東近世史研究』26、一九八九・一〇、関東近世史研究会

2

堀江俊次「享保期における勘定所の漁業権実態調査と漁業政策」『東国の社会と文化』一九八五、梓出版

3

拙稿「近世の村の寺の役割について」『西垣先生退官記念

宗教史地方史論纂』一九九四、刀水書房

4 拙稿「近世村落における耕地の保有形態について——特に伊奈村を中心とした秋留台地の開発を例として——」『近世

多摩川流域の史的研究（第二次研究報告）』財団法人とうきゅう環境浄化財団報告書、一九九四・八、多摩川流域史研究会

研究会

5 外山徹「近世前期玉川流域における鮎「上納」に関する

一考察」『関東近世史研究』29、一九九〇・一〇、関東近史研究会

12 中野達哉「福生村の支配変遷」『福生市史上巻』一九九三
・六、福生市

13 熊川村名主石川家所蔵。天明四年以降断続するものの太平洋戦争後まで書き継がれている。多仁照広氏の編集で『多満自慢石川酒造文書』として刊行され、現在、第六巻まで発行されている。霞出版社

7 『大岡越前守忠相日記（中）』一九七二・三、三一書房

8 「天明二年九月御用御鮎世話役起立答書」『多満自慢石川酒造文書第一巻』一九八五、霞出版社

9 加藤秀幸「鵜飼」『国史辞典2』一九八〇・六、吉川弘文館

10 桜井昭男「近世の村における庭場と組」『近世多摩川流域の史的研究（第二次研究報告）』財団法人とうきゅう環境浄化財団報告書、一九九四・八、多摩川流域史研究会

11 拙稿「近世玉川の漁場利用関係について」『福生市史研究みずくらいど』8、一九八九・三、福生市

6 君塚仁彦「武州における江戸城御用薪請負制の成立と展開」『埼玉地方史』19、一九八七、埼玉地方史研究会

なお、本稿ではいちいち史料を掲出しなかつたが、既に財団法人とうきゅう環境浄化財団の研究助成により一九八八年に『多摩川水系近世漁業関係史料の収集と考察』（一般研究助成No.56）のなかで翻刻しているので、本稿とあわせてご参照いただきたい。

また、村落の耕地保有形態の分析から村落構造、とりわけ、家の成立状況や階層性についても詳細なデータを作成し報告している（「近世村落における耕地の保有形態について－特に伊奈村を中心とした秋留台地の開発を例として－」『近世多摩川流域の史的研究（第二次研究報告）』財団法人とうきゅう環境浄化財団報告書、一九九四・八、多摩川流域史研究会）ので、ご一読いただけたら幸いである。